***

一般

平成23年度 事務事業評価表（平成22年度分に係る報告）

評価対象事務事業名		少年センター活動事業			事業ｺｰﾄﾞ	0122
担当課等	所属名	市民部 少年センター		担当係名		
	課長名	市民部 少年センター	担当者名	市民部 少年センター	電話番号	(内)8511

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード 4	施策	将来を担う次世代の育成	コード 1
	基本事業	児童・青少年の健全育成	コード 5	関連予算費目名	一般会計 3款 2項 6目 少年センター活動事業（001-01）	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度　● 単年度繰返　○ 期間限定複数年度				⇒（開始年度 39年度～）	
事務事業の概要	啓発活動，街頭補導活動及び相談活動を通じ，関係機関と連絡調整をしながら少年の非行防止と健全育成を図る。					
根拠法令等	盛岡市少年補導施設に関する条例					

この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

少年センターは昭和39年に設置。少年の非行防止と健全育成に関し，関係機関及び団体との連絡調整を図りながら効果的な活動を行う目的で事業開始。

この事務事業に対して関係者（市民，議会，事業対象者，利害関係等）からどのような意見・要望が寄せられているか

特になし。

事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令）はどう変化したか。今後の見通しはどうか

少子化の進む中，新市街地形成や大型店の出店による都市環境の変化，さらにインターネットや携帯電話の普及による情報や交友関係の変化が急速に進んでおり，それに伴い少年達の行動パターンも大きく様変わりしている。このため，少年センターの活動もそれらに対応してゆくため，今後の展望を踏まえて見直しが必要な時期に差し掛かっている。

2. 事務事業の実施状況（Do）

①対象（誰を，何を対象としているのか）	少年	⇒	②対象指標（対象の大きさを示す指標）	A. 6歳～20歳未満の男女	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段（事務事業の内容，やり方，手順）	22年度実績（22年度に行った主な活動） A 補導活動 B 少年相談活動 23年度計画（23年度に計画している主な活動） 1 巡回補導活動 2 少年相談活動 3 周知啓発活動	⇒	④活動指標（事務事業の活動量を示す指標）	A. 巡回補導回数	単位	回
				B. 補導件数	単位	回
				C. 少年相談回数	単位	回
⑤意図（この事業により対象をどのように変えるのか）	問題行動の少年や繁華街にいる少年に声かけや指導を行い少年達の健全育成に資するととともに，悩みを抱える少年や保護者等からの相談に対応することで少年非行を未然に防ぐ。	⇒	⑥成果指標（意図の達成度を示す指標）	A. 補導人数 【指標の性格：○ 上げる ● 下げる ○ 維持する 】	単位	人
				B. 相談人数 【指標の性格：● 上げる ○ 下げる ○ 維持する 】	単位	人
				C. 相談回数 【指標の性格：● 上げる ○ 下げる ○ 維持する 】	単位	回
⑦結果（上位基本事業の意図：上位の基本事業にどのように貢献するか）	健全育成が図られる	⇒	⑧上位成果指標（上位基本事業の成果指標）	補導件数（単位：人） 刑法犯少年件数（単位：人）		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	6歳～20歳未満の男女	人	40028	39723	39457	39114	38815	38515	年度
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	巡回補導回数	回	616	533	508	426	508	508	年度
活動 指標B	補導件数	回	74	76	150	68	150	150	年度
活動 指標C	少年相談回数	回	19	18	50	22	50	50	年度
成果 指標A	補導人数	人	74	76	150	68	150	150	年度
成果 指標B	相談人数	人	19	18	50	22	50	50	年度
成果 指標C	相談回数	回	19	18	50	22	50	50	年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	3,229	2,812	3,147	2,631	3,136	3,136	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	3,229	2,812	3,147	2,631	3,136	3,136	*****
	⑧その他	千円							*****
	合　計（④～⑧）（=A）	千円	3,229	2,812	3,147	2,631	3,136	3,136	*****
延べ業務時間数		時間	8,976	8,995	9,009	9,050	9,000	8,950	*****
職員人件費（B）(臨時職員賃金は，事務費に含む)		千円	35,904	35,980	36,036	36,200	36,000	35,800	*****
トータルコスト（A)＋(B)		千円	39,133	38,792	39,183	38,831	39,136	38,936	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は，結果(政策体系)に結びついていますか？	○ 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 結びついている 理由：少年達への指導・助言を行うことにより，非行防止や犯罪に関与(被害者及び加害者)しない健全育成効果が期待できる。
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	○ 見直す余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 妥当である └「妥当」とする理由：○ 法定事務である ○ 内部管理事務である ● その他 理由：行政，学校，PTA及び地域住民が連携協力し非行防止と健全育成を行なうためには，市が活動の中心となり指導・支援してゆく必要がある。
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	○ 拡大または絞る余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 現状で妥当である └「妥当」とする理由：○ 法定事務である ○ 内部管理事務である ● その他 理由：心に問題，不安や悩みを抱える少年を社会的に支援してゆくことは重要であり，継続的な活動が求められる。
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして，成果向上できませんか？	● 拡大または絞ることができる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ○ 現状で妥当である └「妥当」とする理由：○ 法定事務である ○ その他 理由：健全育成の観点から，少年の支援のみならず，家族や地域住民への啓蒙を図ることや少年達の利用する施設店舗側の協力も不可欠である。
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	● 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ○ 向上余地がない その内容：：関係団体や地域が一体となっての啓発，巡回活動を中心とした非行防止，健全育成の取り組みを行なうことで高い効果が期待できる。
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合，施策の成果に及ぼす影響はありますか？	○ 影響がない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 影響がある その内容：その内容：少年非行の増加の可能性がある。また，これまでの関係団体，関係機関や地域との連携効果を失わせる可能性もある。
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国，県，市の内部，民間)はありませんか？	● 類似事業がある ○ 類似事業がない 事業名：警察や学校が行なう街頭補導活動 ※類似事業がある場合，その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討 ○ できる ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● できない 理由：現在も警察・学校とは連携して活動している。しかし，市の活動は強制的な権限は無く，地域と連携しながら声かけ活動や啓発事業など非行の未然防止を種目的とするもので，補導活動を中心とする警察の活動とは一線を画すものである。
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか？	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 削減できない 理由：事業費は余裕がなく，その大部分は業務の中核をなす専任補導員や少年補導委員の人件費となっており，削減の余地はない。
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	○ 削減余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 削減できない 理由：前述⑧のとおり，事業費はほとんど人権費であり削減の余地はない。
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	○ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない 理由：受益機会及び受益負担は，業務の内容から無い。
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	○ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない 理由：前述⑩のとおり，受益機会及び受益負担は，業務の内容から無い。

4. 事務事業の改革案（Plan）

改革／改善方向	①改善の方向性（この事務事業をどう変えていくか，廃止や拡充，事業方式改善など） ※複数ある場合は，代替案その1，代替案その2とすること 少年を取り巻く環境や行動圏は大きく変化しているが，少年センターの活動もそれに併せて転換期に来ていると思われる。今後，変化に対応して行くためには，現状把握と分析のため地域，学校及び家庭の協力と関係機関の情報が必要となるので，それらとのネットワークの形成や信頼関係の構築及び業務内容の見直しやIT機器への対応を推進する ②改革，改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？　それをどう克服していきますか？ （関連部門や全庁的な調整の必要性，トップへの要望も含む） 庁内関係各課との方針や意思決定の統一と情報の共有化のための関係各課連絡ネットワーク形成の必要性がある。また，関係店舗や少年たちの行動・興味対象への情報対応も同じく必要性がある。

5. 課長意見

一次評価	（1）一次評価者としての評価結果 ① 必要性：　●妥当　○見直し余地あり ② 有効性：　○妥当　●見直し余地あり ③ 効率性：　●妥当　○見直し余地あり ④ 公平性：　●妥当　○見直し余地あり	（2）全体総括（振り返り，反省点） 少年センターの活動は，従来まちなかを徘徊する少年の非行防止を主目的として巡回補導活動を中心に実施してきたところであるが，少子化や情報化社会の進展等により少年の行動形態が変化してきている。 これらの変化に対応した活動の在り方について検討・試行錯誤している段階であるが，継続していく必要がある。
今後の方向性と改革改善案	（3）今後の事務の方向性（改革改善案） ☐ 終了　☒ 継続 ☐ 廃止　☐ 休止 → ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） → ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 方向付けの理由と改革改善の内容 少子化や情報化社会の進展に伴う少年の行動形態の変化に対応するため，少年の非行防止活動を実施している関係機関等（警察，教育，福祉，民間ボランテイア団体等を含む。）との情報・意見交換を一層推進するほか，活動内容の充実を図るため協力・連携した事業の実施を検討する。	